

もくじ

○農林水産省等からのお知らせ

【新着】

- ◆ 令和6年度輸出に取り組む優良事業者表彰受賞者について
- ◆ 第2回フラッグシップ輸出産地を認定しました！
- ◆ 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業の募集について
- ◆ 農林水産物等の輸出におけるよくある相談

【再掲】

- ◆ インドネシア向け輸出水産食品の衛生証明書の発行方法が、令和7年1月8日発行分から紙発行から電子発行に切替わります
- ◆ 令和6年能登半島地震からの営農再開に向けた相談窓口の設置について（一部変更）
- ◆ 令和6年能登半島地震 農業・食品産業等に関する相談窓口の設置について
- ◆ 令和6年能登半島地震による農林水産関係被害への支援策について

○JETRO情報

- ◆ 【2024年度とやま輸出コミュニティ】はじめてのアメリカ輸出に取り組みたくなるセミナーの開催について

○GFPクラブ

- ★GFPの登録数は令和6年11月29日現在9,911件

=====

農林水産省等からのお知らせ

◆令和6年度輸出に取り組む優良事業者表彰受賞者について

農林水産省では、我が国の農林水産物・食品の輸出の優良な取組を広く紹介することにより、輸出促進を図るため、輸出に取り組む事業者のうち、特に優れた事業者に対して表彰を行っています。令和6年度の表彰式が令和6年12月20日に行われ、北陸地域からは、越後製菓株式会社（新潟県小千谷市）が輸出・国際局長賞を受賞しました。

詳しくはこちら（農林水産省HPリンク）↓

[輸出に取り組む優良事業者表彰：農林水産省](#)

[「令和6年度輸出に取り組む優良事業者表彰」受賞者の取組内容（ダイジェスト）：農林水産省](#)

◆第2回フラッグシップ輸出産地を認定しました！

「フラッグシップ輸出産地」は、農林水産物を輸出している産地のうち、「(1)輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出を行っていること」「(2)一定の量又は金額の輸出実績があること」「(3)サプライチェーンを構築し、継続的・安定的な輸出を行っていること」を全て満たす輸出産地を農林水産大臣が認定する制度です。令和6年7月に認定された「第1回フラッグシップ輸出産地」（42産地）に引き続き、今般、同年12月に第2回フラッグシップ輸出産地（38産地）が認定されましたのでお知らせします。北陸地域からは、農事組合法人富山干柿出荷組合連合会（富山県）、新潟クボタグループ（新潟県）、みな穂農業協同組合（富山県）が認定されました。

詳しくはこちら（農林水産省HPリンク）↓

[第2回フラッグシップ輸出産地を認定しました！：農林水産省](#)

◆食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業の募集について

令和6年12月18日より、「食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業（令和6年度補正予算）」の募集を開始しました。

本事業への応募をお考えの方は、以下の内容をご確認の上、整備する施設の所在する都道府県窓口（下添のリンク先でご案内しております。）にご相談いただきますようお願いいたします。

なお、募集の締切日は各都道府県により異なります。

(参考) 二次締切りにおける都道府県による審査後の農政局への提出期限は、令和7年1月28日(火曜日)

1 事業の趣旨

本事業では、農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応(交付率2分の1以内)に必要な施設や機器の整備を支援します。

2 応募方法について

本補助事業への応募をお考えの事業者様におかれましては、各都道府県に事前に相談いただいた上で、締切までに「事業実施計画書(案)」(必要な添付書類含む)及び「輸出事業計画」を各都道府県窓口提出願います。

詳しくはこちら(農林水産省HPリンク)↓

[食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業：農林水産省](#)

◆農林水産物等の輸出におけるよくある相談

農林水産物・食品の輸出相談窓口寄せられるよくある相談内容をご紹介します。

輸出の際は、輸出先国の定める様々な規制(検疫、食品添加物、残留農薬、表示等)に従う必要があり、また、輸入国政府等による検査・証明書の添付を求められることがあります。このため、国内で必要な手続きは、品目、輸出先、原料、原料の生産国等により異なります。

最終的に当該製品が相手国の規制を満たし、輸出可能であるかは、輸入業者等を通じて輸出先国規制当局に確認してください。

詳しくはこちら(農林水産省HPリンク)↓

[農林水産物等の輸出におけるよくある相談：農林水産省](#)

【再掲】

◆インドネシア向け輸出水産食品の衛生証明書の発行方法が、令和7年1月8日発行分から紙発行から電子発行に切替わります

令和7年1月8日発行分から、インドネシア向け輸出水産食品の衛生証明書の発行方法が紙発行から電子発行に切替わります。証明書原本をシステムからダウンロードすることとなるため、申請者は紙媒体での受取が不要となります。電子発行への切替にあたり、申請方法等に一部変更が生じます。

詳しくはこちら(農林水産省HPリンク)↓

[アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省](#)

◆令和6年能登半島地震からの営農再開に向けた相談窓口の設置について(一部変更)

令和6年2月19日(月)より、石川県下に北陸農政局・石川県・JAグループによる相談窓口を開設しています。ご希望の方へは対面によるご相談にも対応いたします(予約制)。

また、新潟県下、富山県下、福井県下に相談窓口を開設しています。

◇相談窓口設置場所

(1) 石川県(受付時間：9時00分～17時00分(平日))

- JAのと本店※(鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地) TEL：0120-338-250
 - 七尾市役所本庁舎(七尾市袖ヶ江町イ部25番地) TEL：0767-53-8005
 - 志賀町役場本庁舎(羽咋郡志賀町末吉千古1番地1) TEL：0767-32-9221
 - 石川県珠洲農林事務所(珠洲市野々江町シ-32) TEL：0120-338-760
- ※JA内浦町営農経済課相談窓口はJAのと本店相談窓口統合しました。

(2) 新潟県、富山県、福井県(受付時間：9時00分～17時00分(平日))

- ・新潟県：新潟県拠点地方参事官室
TEL：025-228-5216
メールフォーム
https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/n_soudan_madoguti.html
- ・富山県：富山県拠点地方参事官室
TEL：076-441-9318
メールフォーム
https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/t_soudan_madoguti.html

- ・福井県：福井県拠点地方参事官室
TEL：0776-30-1611
メールフォーム
https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/f_soudan_madoguti.html

◇受付時間

- (1) 対面・電話：平日 9 時 00 分～17 時 00 分
- (2) メールフォーム：24 時間対応

◆令和 6 年能登半島地震 農業・食品産業等に関する相談窓口の設置について
令和 6 年能登半島地震による災害等に関する相談窓口を設置しています。

◇相談窓口

設置場所：北陸農政局 企画調整室

◇相談・お問い合わせ方法

下記の電話又は問い合わせメールフォームでお問い合わせください。

- ・電話：076-232-4217（企画調整室）（受付時間：9 時 00 分～17 時 00 分（平日））
- ・メールフォーム（24 時間対応）

[令和 6 年能登半島地震 農業・食品産業等に関する相談窓口：北陸農政局 \(maff.go.jp\)](mailto:maff.go.jp)

◆令和 6 年能登半島地震による農林水産関係被害への支援策について

令和 6 年能登半島地震被害により被災された農林漁業者の皆様が、営農意欲を失わず 1 日も早く経営再建できるように、農林水産関係被害への支援対策を取りまとめ、対策のポイントや被災された農林漁業者の皆様向けの資料を作成しました。

◇被災者の生活と生業支援のためのパッケージ概要（農林水産関係）

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-98.pdf>

◇被災者の生活と生業支援のためのパッケージ概要（農林水産関係）

（令和 6 年 9 月 20 日からの大雨被害）

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-181.pdf>

◇令和 6 年能登半島地震により被災された農林漁業者の皆様へ（農林水産関係被害への支援策）

被災された農林水産関係者の皆様に支援策を知っていただき、ご活用いただけるように資料をまとめました。

「何かをしたい」ときに「どんな支援策」があるか、その「支援内容」と「お問合せ先」を整理しています。

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-100.pdf>

◇被災者の生活と生業支援のためのパッケージ本文（農林水産関係）

農林水産関係の支援パッケージの本文です。

[r6notojishin-72.pdf \(maff.go.jp\)](https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-72.pdf)

◇被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（外部リンク）

政府全体の被災者の生活と生業支援のためのパッケージです。

[令和 6 年能登半島地震「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージについて](#)

JETRO 情報

◆【2024 年度とやま輸出コミュニティ】はじめてのアメリカ輸出に取り組みたくなるセミナーの開催について（申込締切 1 月 28 日 17 時）

ジェトロ富山では、富山県内に拠点を置く事業者を対象にアメリカ輸出の課題解決に役立ち、輸出に取り組みたくなるセミナーを 1 月 29 日に開催します。

詳しくはこちら（JETRO HPリンク）↓
[【2024年度とやま輸出コミュニティ】 イベント情報 - ジェトロ](#)

GFPクラブからのお知らせ

★令和6年11月29日現在のGFPの登録数は9,911件

令和6年11月29日現在で、GFPの登録数が9,911件（うち農林水産・食品事業者は5,468件）となりました。

北陸農政局管内（新潟県・富山県・石川県・福井県）の登録数は404件（うち農林水産・食品事業者は278件）となりました。

GFP会員登録すると、専門家による輸出診断、GFPコミュニティーサイトにおける事業者同士の直接マッチング、各種情報提供などのサービスが受けられます。

詳しくはこちら → <https://www.gfpl.maff.go.jp/>

発行 北陸農政局農林水産物等輸出促進チーム

（北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課）

E-mail : hokuriku_yusyutsu@maff.go.jp

TEL : 076-232-4233

★過去のサポートメール、メール配信の登録・変更・停止は、下記URLによりお願いします。

<http://www.maff.go.jp/hokuriku/food/export//mm.html>